○北海道開発局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道樺戸郡月形町字南耕地三一六番五八から同町字南耕地三一六番五三まで	前	二七・二六～九九・〇〇メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	二七・二六～九九・〇〇メートル	〇・〇六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号	北広島市輪厚三二三番二から同市輪厚三三〇番一地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十号	北海道瀬棚郡今金町字花石一番四から同町字花石一番三まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道瀬棚郡今金町字中里一九四番四から同町字中里一九三番一まで	〃
二百四十二号	北海道足寄郡足寄町北一条一丁目九番から同町北一条一丁目一〇番まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○沖縄総合事務局告示第一十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　久保田　治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宜野湾市志真志四丁目二一一番九から同市我如古一丁目一三三番二まで	前	一八・二〇～四九・六〇メートル	〇・三六二キロメートル
	後	一八・〇〇～四九・六〇メートル	〇・三六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第一十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十号	宜野湾市志真志四丁目二一一番三から同市我如古三丁目七二三番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○沖縄総合事務局告示第一十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶待口原一五五一番三から同村字漢那浜原一八四〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○沖縄総合事務局告示第一十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡恩納村字恩納内ノ浦六九四二番一から同村字恩納赤間七三六九番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成28年３月31日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	秋田県にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台１番１から同市金浦字吉森318番まで
一般国道45号	岩手県大船渡市三陸町越喜来字小出59番404から同市三陸町吉浜字中井95番１まで
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字福田山774番20から同市大字本合海字福宮3342番１まで
一般国道47号	山形県東田川郡庄内町跡字腰248番から酒田市東町２丁目１番２まで
一般国道４号	岩手県盛岡市玉山区渋民字鶴飼146番１から同市玉山区馬場字川原138番１まで
一般国道４号	宮城県栗原市志波姫堀口西風前106番６から同市志波姫堀口沖408番１まで

２　指定する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年３月31日

東北地方整備局長　川瀧　弘之